

求職者等に対するハラスメント対策基本方針

制定 令和 8 年 10 月 1 日

1 基本方針

栗東市は、採用活動やインターンシップ等において、求職者等(求人への応募者、インターンシップ等の参加者)の人権と尊厳を尊重し、安心して採用活動等を受けられる環境を確保することを組織の責務と位置づけ、以下のとおりハラスメント行為を防止する措置を講じます。

2 定 義

求職活動等(採用面接への参加やインターンシップ等)(※)において、栗東市が雇用する労働者による性的な言動や優越的な関係を背景とした不適切な言動により求職者等の求職活動環境が害される行為を「求職者等に対するハラスメント」と定義します。

※SNS 等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

3 該当する行為

求職者等に対する以下の行為を禁止します。

(※ 以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。)

- (1)性的な言動(性的な冗談、容姿・身体へのコメント、性的な評価・噂の流布)
- (2)面接官・担当者による不必要な身体接触
- (3)私的交際・デートの要求、連絡先の強要
- (4)SNS 等を通じた業務外の個人的な連絡や不適切なメッセージ送信
- (5)選考通過や採用を条件とした性的言動
- (6)パワーハラスメント・優越的地位の濫用
- (7)人格を否定するような暴言、威圧的な言動
- (8)私的な領域への介入
- (9)深夜や休日の不必要な連絡
- (10)その他、求職者が不快・不安・不利益を感じる一切の行為

(1)～(5)の行為は、男女雇用機会均等法に基づく「求職者等に対するセクシャルハラスメント防止措置」の対象となる行為です。

4 相談窓口

求職者等からの相談に対応するため、以下の窓口を設置します。

なお、相談者のプライバシーは厳守し、相談したことを理由とする不利益な取り扱いは一切行いません。

相談窓口①

総務部 人事課 コンプライアンス室

電話番号:077-551-0117

E-mail : jinji@city.ritto.lg.jp

相談窓口②

総務部 総務課

電話番号:077-551-0103

E-mail : somu@city.ritto.lg.jp

電話受付時間:平日9時00 分から16 時45分

5 対応方針

相談があった場合は、迅速かつ公正に事実確認を実施し、相談者の意向を尊重しつつ、必要な保護措置を講じます。

また、行為者に対して適切な措置(注意・教育・選考担当からの排除等)を実施し、再発防止策を講じ、プロセスの改善を行います。